

京公審答申第16号
平成5年11月26日

京 都 府 知 事
荒 卷 禎 一 様

京都府公文書公開審査会
会 長 芦 田 禮 一

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成5年5月18日付け5農産第513号で諮問のあった事案について次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 5 年 3 月 3 日、異議申立人は京都府情報公開条例（昭和 6 3 年京都府条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 4 年度新嘗祭献穀について（報告） - 案文 - 」の公開を請求した。
- 2 同年 3 月 1 7 日、実施機関は、上記請求に対応する公文書として「平成 4 年度新嘗祭献穀について（報告） - 案文 - 」(以下「本件公文書」という。)を特定の上、献穀希望者の氏名、年齢及び市町村名を除いた住所（以下「本件非公開部分」という。）を除いて公開するとの部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 本件非公開部分を公開しない理由は、条例第 5 条第 7 号及び第 1 号に該当するためとした。
- 4 同年 4 月 7 日、実施機関は、本件公文書のうち本件非公開部分を除き、これを異議申立人の閲覧に供するとともに、その写しを交付した。
- 5 同年 4 月 2 3 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

1 新嘗祭献穀事務について

新嘗祭は神道行事であり、皇室の私的行事である。

これに京都府が関与することは、憲法上許されるものではない。しかも掌典長からの「依頼」に応じ続けること自体、服属儀礼の継承であり、アナクロニズムである。

これは住民自治の否定であり、民主的諸価値への脅威の呼び込みに他ならず、この京都府の行為は府民の人権を皇室の下位に置くことになる以上、献穀にかかわる全ては公開されなければならない。

2 条例第5条第1号に該当しないことについて

献穀者の住所、氏名等は先年まで、府によって積極的に公開され、新聞報道等も行われていた。

また、献穀者は誰かということは、地元の町や農協の間では公知のことである。例えば、献穀田では一枚の田の全部に耕作するのではなく、その一部に耕作し、残りの空き地は祭式用とするなど、特殊な耕作をしたり、お田植祭等の行事を行っていることから、周辺ではおのずとわかることである。

さらに、献穀希望者の推薦についても、地方振興局ごとの輪番制となっている

ことや、県によっては、新聞等に献穀者の氏名等が報道されるばかりでなく、大
大的に祭礼等を行っている場合もあることから、献穀は非公開という性格のもの
ではない。

以上のように、献穀についてプライバシーの問題はない。むしろ献穀者は、献
穀することを名誉に思っており、積極的に自慢するものである。

3 条例第5条第7号に該当しないことについて

皇室の行事が行われる場合に、一部過激派が放火等の事件を起こしており、そ
のようなことに対して、慎重にならざるを得ないということは理解できるが、現
在過激派が放火、爆破といった攻撃の対象としているのは、皇室と関係する神社
仏閣であり、個人が攻撃の対象となり、身体財産等に危険が及ぶということは考
えられない。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び同機関の職員による口頭説明において述べていること
を総合すると、概ね次のとおりである。

1 献穀事務について

献穀とは新嘗祭という行事に使用する素材の米及び粟を皇室に提供するもので
ある。

京都府は掌典長からの依頼に基づき、献穀希望者を報告する。まず、市町村に
対し献穀希望者の照会を行うが、対象市町村は地方振興局ごとの輪番制で決めて
いる。

府は市町村からの報告を受けて、掌典長あて献穀希望者の報告を行う。後日、
掌典長から府に対し、献穀品受納日等の連絡が入り、府では献穀者に対し、市町

村を通じてこれを伝えている。献納については、郵送又は持参により行うことができるが、献穀者が直接皇居に出向く方法により行われてきた。

2 本件公文書の性格について

本件公文書は掌典長からの依頼を受け、平成4年度の献穀希望者名等を知事から掌典長あてに報告する文書(平成4年5月2日付け4農産第443号)であり、献穀希望者の住所、氏名、年齢及び献穀の方法が明記されたものである。

3 条例第5条第7号に該当することについて

大嘗祭が行われた平成2年以後特に、皇室関連行事に際し、関係者等に対する不法な攻撃が続出し、皇室に関係する施設や関係者の自宅が火災等の被害にあうといった事件が引き起こされていることは周知の事実である。

例えば、平成2年には大嘗祭の斎田が設けられた県において関係者の自宅や神社が放火され、また、60数年前の前回の大嘗祭の斎田行事に関係したといわれる神社も今回の大嘗祭に際して放火されている。さらに京都府では、平成3年に全国植樹祭が行われたが、その際関係者の自宅や協賛会社が放火されるという事件も発生している。

京都は皇室と特に関係が深い土地柄であることから、皇室関係行事があるごとに事件に対し慎重にならざるを得ない面があり、平成元年以前には、献穀する米・粟の検分式を京都府が主催して行い、それについて記者発表も行っていたが、大嘗祭以降は検分式及び記者発表をとりやめている。このような状況のもとで仮に公開したとすれば、皇室の行事に関係をした者ということをもって、献穀者に不測の事態が発生するおそれがあり、これは条例第5条第7号に該当すると考えられる。

4 条例第5条第1号に該当することについて

本件公文書の非公開とした部分については、献穀希望者の住所、氏名、年齢が記載されている。

一般的に献穀を行う農家は、献穀という行為については名誉なことと考えていると推測されるが、このことをもって、直ちに献穀者が氏名等の公表を是認するとは言えない。特に大嘗祭を契機として、皇室が関係する行事にかかわりがあると見られた施設への放火など様々な事件が発生している状況から、むしろ、そのような事件に巻き込まれたいと望んでいないと考えられる。このことは、大嘗祭以降、献穀希望者自身によるお田植祭等の行事が行われていないことから明らかである。

また、新嘗祭への献穀は、献穀者の思想、信条を表すものと考えられるが、個人の思想、信条に関することについては、一般的に他人に知られたいと思われている事項である。

なお、大嘗祭以後、京都府は検分式を取りやめ、献穀者の住所、氏名等の記者発表も行っていないため、献穀者が誰であるかは、一般に知り得る状況ではない。

以上のことから、献穀者の住所、氏名、年齢は、条例第5条第1号の通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報に該当すると考えられる。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は、公開を原則

とすべきであるが、その情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては府民全体の利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においてもなお例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において適用除外事項として具体的に類型化し規定したものである。

そして、同条に定める事項に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的に捉え判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件公文書に係る情報が条例第5条第1号及び同条第7号に該当すると説明する。

したがって、まず、本件公文書に係る情報が条例第5条第1号に該当するか否かを検討、判断し、なお、必要があればその余について検討、判断する。

また、異議申立人は、新嘗祭献穀事務は宗教儀式であり、営農活動ではないことから当該事務の内容を府民に明らかにすべきであると主張するが、本審査会は、事務の内容の是非を問うものではなく、本件公文書のうち、本件非公開部分についての判断の妥当性を検討・判断するものであることから、本条例第5条各号に該当するか否かについて検討・判断すれば足るものである。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、掌典長からの依頼を受け、平成4年度の献穀希望者名等を知事から掌典長あてに報告する文書であり、献穀希望者の住所、氏名、年齢及び献穀の方法が明記されているものである。

(2) 条例第5条第1号に該当することについて

条例第5条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

本件非公開部分である献穀希望者の住所（市町村名を除く。）、氏名、年齢（以下「献穀希望者の氏名等」という。）について、異議申立人は地元では公知の事実であると主張するが、その理由として言うところの、献穀希望者によるお田植祭等の行事や特殊な耕作方法は京都府内では平成2年以後は行われておらず、また、京都府による検分式や献穀希望者の氏名等についての記者発表も同年以降は実施されていない。このため、少なくとも本件公開請求のあった時点では、京都府における献穀希望者の氏名等は公知の事実ではなく、また、その後も同様である。

次に、献穀という行為自体についてであるが、献穀者が自らの意思で、これに応じていることから、一般的に本人自身名誉なことであると考えているとも推測される。しかし他方では、平成2年の大嘗際に際し、斎田として指定された県で放火等の事件が発生したこと、また、60数年前の斎田行事に関係した神社が放火される事件も発生したこと、更に京都府においては、平成3年の全国植樹祭関係者宅及び植樹祭協賛会社への放火等の事件が発生していることも事実であり、皇室との関係が特に深い京都の土地柄を考慮すると、皇室関連行事についてその当事者は特に慎重にならざるを得ない状況にあることも理解されるところである。

このため、現状においては、献穀者は、通常、献穀を無事に終了すること、また、献穀を行った後においてもこのような事件等に巻き込まれないことを望み、たとえ献穀が名誉なことであると考えているとしても、自らの氏名等が公けになることは、通常の場合、望んでいないと考えるのが相当である。

したがって、本件情報は条例第5条第1号の通常他人に知られたいと望むことが正当である情報に当たると認められる。

3 結 論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。